# みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 事業者設定基準届出書

経企戦発令7第1号 令和7年7月24日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

香川県高松市丸の内2番5号 四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 宮本 喜 弘

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1の3(1)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

- 1. 別表第1 3 (1) に規定する基準
  - 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(1)次に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料 電灯料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門 電力料 電力料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門 貸付設備収益 特定需要・一般需要外部門 (略)

営業費用

電気事業営業費用

原子力発電費

原子力損害賠償資金補助法特別負担金 特定需要・一般需要外部門 原賠・廃炉等支援機構特別負担金 特定需要・一般需要外部門

休止設備費 特定需要·一般需要外部門

貸付設備費 特定需要 · 一般需要外部門

# 2. 設定した基準

電気事業営業収益のうち、非化石証書販売収益(自社電源に係るものに限る)については、非化石電源の拡充・改良投資又は修繕・除却工事への充当分(翌年度以降への充当繰延分を含む。)に相当する金額を特定需要・一般需要外部門に整理する。

電気事業営業費用のうち、修繕費、減価償却費及び固定資産除却費については、対応する非化石証書収入の充当額相当を特定需要・一般需要外部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

非化石証書販売収益(自社電源に係るものに限る)については、非化石電源の利用促進に充てるべき収入であり、特定需要・一般需要外部門に整理することが適当であることから、 [2. 設定した基準]に掲げる基準を設定した。

修繕費、減価償却費及び固定資産除却費のうち、[2.設定した基準]に掲げる ものについては、特定需要・一般需要外部門に整理することが適当であることか ら、[2.設定した基準]に掲げる基準を設定した。

# 別表第1の3(2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

- 1. 別表第1 3 (2) に規定する基準
  - 3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。
    - (2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般 需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益 電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用 事業税 料金収入比

# 2. 設定した基準

別表第1 3.(2)に定める電気事業雑収益のうち、再エネ特措法交付金相当額に係る事業税相当については、同規定に定める基準によらず、特定需要・一般需要外部門の欄に整理し、電気・ガス料金負担軽減支援事業等による補助金収入については、同規定に定める基準によらず、特定需要に係る補助金を特定需要部門へ、一般需要に係る補助金を一般需要部門の欄へ配分することにより整理するものとする。

また、別表第1 3.(2)に定める事業税のうち、再エネ特措法交付金相当額に係る費用については、同規定に定める基準によらず、特定需要・一般需要外部門の欄に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電気事業雑収益のうち、再エネ特措法交付金相当額に係る事業税相当については、特定需要・一般需要外部門に整理し、電気・ガス料金負担軽減支援事業等による補助金収入については、特定需要部門に係るもの、一般需要部門に係るものをそれぞれの部門に直接整理することが適切であるため、上記基準によることとした。

事業税のうち、再エネ特措法交付金相当額に係る費用については、特定需要・一般需要外部門に整理することが適切であるため、上記基準によることとした。

# 別表第1の4に規定する基準に代わるものとして設定した基準

# 1. 別表第1 4に規定する基準

4. 2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

#### 2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額の うち、近接性評価割引、揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち電力ロス 及び自社の事業用電力に係る費用については、別表第1.4の規定によらず、次の基準 により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

# 営業費用

#### 電気事業営業費用

接続供給託送料(近接性評価割引に係る費用) 発受電等量比接続供給託送料(揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち電力ロス及び自社の事業用電力に係る費用) 一般販売費用配分後の電気事業営業費用比(接続供給託送料除き)

また、発電側課金に係る額については、電力量の多寡によらない料金を別表第15.(6)①5)で得た値、電力量に応じて変動する料金を発受電等量比により、特定需要部門及び一般需要部門に配分することにより整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち、近接性評価割引に係る費用については、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、発受電等量に応じて発生することを踏まえ、上記基準によることとした。

また、揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち電力ロス及び自社の事業用電力に係る費用については、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため、適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として、特定需要及び非特定需要への電力供給に必要な費用であることを踏まえ、上記基準によることとした。

発電側課金に係る額については、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であり、費用の性質を勘案した配分を行うため、上記基準によることとした。

別表第1の5.(1)①に規定する基準に代わるものとして設定した基準

# 1. 別表第1 5.(1) ①に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

# (1) 電気事業財務費用の整理

- ①電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発 電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び 営業外費用に配分することにより整理すること。
- 1)発生の主な原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備(汽力発電設備 及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。)、原子力発電設備、新エネルギー 等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定 資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。) を算定し、これらを合計した額(以下「固定資産合計額」という。)を算 定すること。

## 2. 設定した基準

別表第1の5.(1)①に規定する固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。)については、非化石証書収入の拡充・改良投資への充当額の残高相当を控除して算定した額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。)については、電気事業財務費用の配分に用いるものであり、非化石証書収入の拡充・改良投資への充当額の残高相当を控除することが適切と考えられることから、上記基準を設定することとした。

別表第1の5.(2)② に規定する基準に代わるものとして設定した基準

- 1. 別表第1 5. (2) ②に規定する基準
  - 5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
    - (2) 一般管理費((1)により整理されたものを含む。以下この(2)において同じ。)を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費及び販売費(以下「5部門」という。)に配分することにより整理すること。
      - ② ①の整理により難い費用を、別表第2に定める活動帰属基準又は配賦 基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

# 別表第2

費用等の項目	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
建設分担関連費振	直課された各部門設備別帳簿原	
替額(貸方)	価比	_
電気事業財務費用	_	直課された各部門設備別帳簿価
		額比

# 2. 設定した基準

別表第1 5.(2)②に規定する一般管理費の5部門への配分については、別表第1 5.(2)②に規定する基準によらず、次の基準により5部門の費用として整理する。

乗用笠の百日	一般管理費	
費用等の項目	活動帰属基準	配賦基準
<b>净乳八扣用油弗托特姆(代士)</b>	業務設備配分後の	
建設分担関連費振替額(貸方)	各部門設備別帳簿原価比	_
<b>電气車光叶攻弗</b> 田		業務設備配分後の
電気事業財務費用	_	各部門設備別帳簿価額比

# 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

建設分担関連費振替額(貸方)については、事業運営に要する設備に起因して発生する費用であり、業務設備を含む設備の規模を表す帳簿原価と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「業務設備配分後の各部門設備別帳簿原価比」を設定することとした。

また、電気事業財務費用については、事業運営に要する設備に起因して発生する費用であり、業務設備を含む設備の現在価値である帳簿価額と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比」を設定することとした。

別表第1の5.(4)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

- 1. 別表第1 5.(4) に規定する基準
  - 5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
    - (4) 2. により整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費及び販売費((1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を含む。)を合計したもの(以下「送配電非関連費用」という。)を整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

# 2. 設定した基準

非化石証書購入費については、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費 及び原子力発電費への配分を行わず、送配電非関連費用に直接整理する。

- 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由
  - 2. に掲げるものについては、費用の性質を勘案したより適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

別表第1の5.(5)の送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準

- 1. 別表第1 5.(5) に規定する基準
  - 5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。
    - (5)(4)により整理された送配電非関連費用(販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。)を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のものに当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用((8)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連 仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に 相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収 益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

# 2. 設定した基準

項目	配 分 基 準
総料手当 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に配分。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	同上
雑 給 (環境対策費を除く。)	同上
消耗品費 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が1対 1となるように配分。
修 繕 費 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に配分。
委 託 費 (環境対策費を除く。)	同上
養 成 費 (環境対策費を除く。)	同上
諸 費 (環境対策費を除く。)	同上
非化石証書関連振替額	送配電非関連可変費用に配分。
他社購入電源費(特定抑制依頼 に係る費用を含み、原子力廃止 関連仮勘定償却費を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分。
建設分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に配分。
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	同上
他社販売電源料 (原子力廃止関 連仮勘定償却費に相当する収 益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に配分。

電気事業財務費用	環境対策費以外を送配電非関連固定費用、環境対策費を送配
	電非関連可変費用に配分。

# 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表第1 5. (5) の規定により、送配電非関連固定費 用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設 定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準と して明確にするため、上記の基準を設定することとした。

#### 別表第1の7に規定する基準に代わるものとして設定した基準

### 1. 別表第1 7に規定する基準

7. 法人税等(法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。)を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

# 2. 設定した基準

別表第1の7.に掲げる法人税等のうち、法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額については、特定需要・一般需要外部門の欄に整理し、それ以外の法人税等の配分については、6.により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理する。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、6.により各部門に整理された税引前当期純利益又は税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理する。

# 3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

法定実効税率の変更による繰延税金資産の増加又は減少に係る法人税等調整額については、経常的に発生するものではないことから、特別利益又は損失の配分に係る別表第1 3. (1) の基準と同様に特定需要・一般需要外部門の欄に整理すべきものと考えられるが、別表第1 7に規定する基準に基づき配分すると、各部門に配分することとなる。法人税等における法人税等調整額の内容並びに各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の状況を踏まえた、より適切な処理を行うため、上記の基準によることとした。